

蕨市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

蕨市こども医療費支給に関する条例（昭和 48 年蕨市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「生計維持者」の次に「であり、日本国内に住所を有するもの」を加え、同条第 5 号中「保護者」を「受給資格者」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 「受給資格者」とは、保護者のうち、第 6 条第 1 項の規定によりこども医療費受給資格の登録を受けた者をいう。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(7) 「医療機関等」とは、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局並びに同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項に規定する柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 1 条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けた者をいう。

(8) 「現物給付」とは、受給資格者が、医療機関等（柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けた者については、蕨市と協定を締結した者に限る。）から一部負担金等の支払を求められず、市町村が受給資格者に代わって医療費を当該医療機関等に支払うことをいう。

第 3 条第 1 項中「有し、医療保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であるこども」を「有するこどもであって、医療保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であるもの」に改め、同条第 2 項中「者の保護者」を「子どもの保護者」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 他の都道府県又は市区町村が実施する制度によりこども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を受けている者

第 4 条第 1 項中「保護者」を「受給資格者」に改め、「前条に定める」を削り、同

項ただし書を削り、同条第2項中「保護者」を「受給資格者」に改める。

第5条第1項中「対象児の保護者」を「受給資格者」に改め、同条第3項中「当該」の次に「医療を受けた」を加え、「保護者」を「受給資格者」に改める。

第6条第2項ただし書を削り、同条第3項中「第1項の規定により登録を受けた者（以下「受給資格者」という。）」を「受給資格者」に改め、「（義務教育修了対象児を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の蕨市こども医療費支給に関する条例の規定は、施行日以後の診療等に係る医療費から適用し、施行日前の診療等に係る医療費については、なお従前の例による。

令和6年2月16日提出

蕨市長 賴高英雄